

成年被後見人に関する法制度上の制約の見直しについて

〔制約の見直し（選挙権・被選挙権の回復と欠格条項の見直し）〕

成年被後見人については、選挙権及び被選挙権を有しない者とされていたが、平成 25 年の公職選挙法等の改正により、選挙権及び被選挙権が回復された。

また、成年被後見人は、公務員への就任等についての権利制限（いわゆる欠格条項）があるが、現在、その見直しが進められている。

1 選挙権・被選挙権の回復

(1) 成年被後見人の選挙権・被選挙権の従来への取扱い

成年被後見人については、公職選挙法において、選挙権及び被選挙権を有しない者とされていた（平成 25 年改正前の公職選挙法第 11 条第 1 項第 1 号）が、この規定に関しては、選挙権という憲法上保障された重要な人権が奪われることになるのは不当であるなどの指摘がなされていた。

(2) 違憲訴訟の提起と東京地裁判決

① 違憲訴訟の提起

成年被後見人に選挙権及び被選挙権を認めない公職選挙法の規定に関し、平成 23 年に、東京・埼玉・京都・札幌の 4 つの地方裁判所で成年被後見人が選挙権の確認等を求める訴えを提起した。

② 東京地裁判決

4 つの地方裁判所に提起された訴えのうち、東京地方裁判所での判決（平成 25 年 3 月 14 日）が最初に出され、この判決では、公職選挙法の規定が違憲であると認定された。

【東京地裁判決のポイント】

- ① 国民の選挙権を制限するためには、「やむを得ない」場合、すなわち選挙権の制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でなければならない。
- ② 公職選挙法の規定の立法目的（選挙権を行使するに足る能力を欠く者に選挙権を与えないこと）自体は、合理性を欠くものではないが、成年被後見人は、「選挙権を行使するに足る能力を欠く者」とは異なる。
- ③ 趣旨目的を異にする成年後見制度を借用して成年被後見人から一律に選挙権をはく奪することを「やむを得ない」として許容することはできない。

(3) 東京地裁判決後の対応

①国会での改正案の検討

東京地方裁判所による違憲判決後、公職選挙法の改正に向けた検討が国会において開始され、衆議院に議席を有する全会派の共同提出により、平成25年5月17日に、衆議院に改正案が提出された（成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案〔公職選挙法等改正案〕）。

②公職選挙法等改正案の概要

公職選挙法等改正案の主な内容は次のとおり。

(ア) 成年被後見人の選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除

(イ) 代理投票における補助者の要件の適正化・不在者投票における公正確保の努力義務の追加

(i) 代理投票における補助者は、投票管理者が、投票所の事務に従事する者のうちから定める。

(ii) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努める。

※同様の措置が、電子投票法・憲法改正国民投票法についても講じられた。

なお、成年被後見人の選挙権の回復に伴い、代理投票等を活用することが想定されたため、代理投票の補助者要件の適正化等が行われた。

【参考：平成25年5月21日衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における質疑】

○佐々木憲昭委員 今回、選挙権が回復する成年被後見人に限らず、障害者を含む有権者全体の投票機会の保障ということが必要だと思えますけれども、改めて、この点は提案者の逢沢議員に確認をしておきたいと思えます。

○大口善徳議員 今先生が御指摘されたとおりでございまして、やはり選挙権を有している方がその権利を具体的に行使できるよう、投票の機会を十分に保障することが重要であると考えております。今、公選法では、不在者投票あるいは郵便投票あるいは代理投票というのがございますが、しっかり実施していく。

それと、あと、今回、補助者が投票所の従事者に限定されたわけですが、特に意思の疎通をしっかりとしないといけないと思えます。身体障害における投票の補助と、知的障害、精神障害、認知症、脳卒中後遺症の言語障害等は質的に異なりますので、事前に十分な意思の疎通をして、配慮していかなくやいけないと思っております。

※答弁は、提案者内の分担により、大口議員が行った。

参考文献：高森雅樹「成年被後見人の選挙権を回復」『時の法令（第 1933 号）』（朝陽会・2013）28—36 頁。

2 欠格条項の見直し

成年被後見人等については、国家公務員法（第 38 条第 1 号）における資格制限などをはじめとして、権利制限の制度（欠格条項）が存在しており、成年後見制度の利用をためらわせる要因の一つであると指摘されてきた。

平成 28 年に成立した成年後見制度の利用の促進に関する法律では、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行う」（第 11 条第 2 号）と規定された。

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の策定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）し、同計画において、欠格条項の見直しの検討を行うことを定めた（同計画 26—27 頁）。

(2) 成年後見制度利用促進委員会での見直し作業

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」は、第 7 回委員会（平成 29 年 9 月 11 日）において、欠格条項の見直し作業を開始した。

同委員会は、第 7 回、第 8 回（同年 9 月 27 日）、第 9 回（同年 12 月 1 日）の計 3 回の会議で行った検討、欠格条項につき、個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて判断する仕組みへの見直しを行うべきであるとの取りまとめを行った（なお、見直しの基本的考え方では、障害者の権利に関する条約において、障害に基づくあらゆる差別を禁止していることも加味している）。

【権利の制限に係る措置の分類及び見直しの主な方向性】

○現在、約 180 の法律で定められている欠格条項について、各資格・職種・業務等の分類を行い、それぞれの分類における改正の方向性をまとめると以下のとおりである。

(1) 公務員等について

採用時に試験や面接等により適格性が判断されること等から、現行の欠格条項を削除すべきである。

(2) 士業等について

個別審査規定により更に適格性が判断されている等のものは、現行の欠格条項を削除すべきである（個別審査規定等が整備されていない

士業等については、必要に応じ、当該規定を併せて整備すべきである)。

(3) 法人役員等について

法人に対する国又は地方公共団体の監督等が規定されている法人については、役員等の欠格事由から成年被後見人等を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである(監督等が規定されていない法人に係る法律については、その監督や代替措置の在り方について、更に検討することが必要である。会社法については、法制審議会会社法制〔企業統治等関係〕部会における意見聴取等を行うべきである)。

(4) 営業許可等について

国又は地方公共団体による監督等が規定されていることから、欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

(5) 法人営業許可等について

国又は地方公共団体による監督等が規定されていることから、役員に成年被後見人等がある場合を欠格条項から削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

欠格条項の見直しを行う一括整備法案は、通常国会での提出に向け、作業が進められている。